

浜長保険センター安全だより

令和 6 年 12 月 12 日

浜長保険センター 第 95 号

電話 079-246-2561

FAX 079-246-2571



師走に入り、街のあちこちでポインセチアが目につく季節となりました。2025 年は巳(蛇)年、へびは脱皮することから「復活と再生」をあらわし、また、財運の象徴とも言われています。

一年を振り返って印象に残っている出来事(成功・失敗)は、どんなことだったでしょうか? 困ったことは脱皮して更なる飛躍しましょう。来年も素晴らしい年となりますよう心からお祈り申し上げます。



12月21日の冬至までは、日暮れが早く寒さも一段と厳しくなります。忘年会シーズンを控え飲酒運転による重大事故の発生も予想され、更に人の動きも慌たしくなります。

年末年始を無事故・無違反で過ごして頂き、輝かしい新年を迎えるためにも、年末の交通事故防止運動(12月1日～10日)重点と過去の事故事例を紹介します。年末を控え、安全運転の糧として頂ければ幸いです。



1 年末の交通事故防止運動の重点(主な内容を抜粋しました)

(1) 横断歩道における交通事故の抑止を図る運動⇒横断歩道合図(アイス)運動プラスの実践とは
信号機のない横断歩道において

ア 歩行者は手を挙げ、運転者に横断する合図をする。

イ 運転者は、横断歩道手前において、あらかじめ速度を落とし、確実に一時停止する。

ウ 歩行者、運転者双方が視線を合わせる(アイコンタクト)をとる。

エ 運転者は、横断歩道手前に設置されているダイヤモンド標示で減速する。(アイス運動プラス)



(2) 夕暮れ時・夜間の交通事故防止

ア 夕暮れ時における早めのライト点灯 点灯奨励時間(9月～2月)午後4時

イ 全座席のシートベルト着用とチャイルドシートの適正使用

早めの
ライト点灯

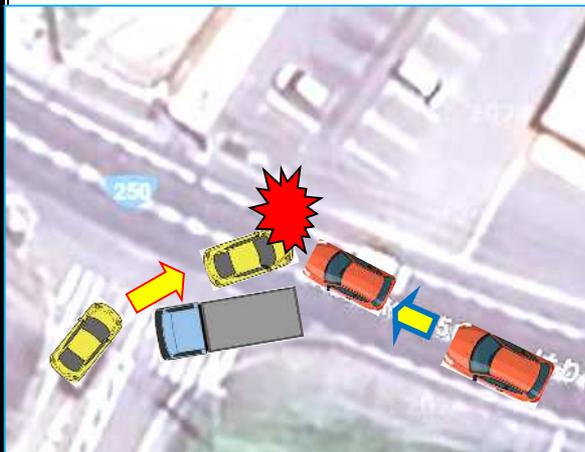


(3) 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

ア 自転車の酒気帯び運転、運転中の「ながらスマホ」の禁止(令和6年11月1日施行 罰則新設)

イ 自転車のヘルメット着用

2 事故事例 信号機のない三叉路(交差点)で前車の大型自動車が左折するため左に寄ったことから、中央線を越えて側方通過しようとした際、大型車の向こうから右折して来た軽四車と正面衝突した。原因～交差点内において、中央線を越えて前車の側方を通過(追い抜き)しようとした。



教訓(事故防止対策)

1 交差点に関する交通ルールを理解・実践しましょう。

(1) 追い越し・追い抜き禁止場所(道交法第30条)

(2) 交差点安全進行義務(道交法第36条第4項)

2 安易に中央線を越えない

前車の大型車が左折する場合は、大型車の向こう側は死角となり交通状況は分かりません。

大型車の向こうから右折車があることを予測して、対向車がなくても、左折が完了しない車両を「追越し」たり、「追い抜き」をしないようにしましょう。



～ いつものルート 見えない死角に 危険が潜んでる ～